
Q18：賃金未払い額については、どういう身分の職員に対して、どうなっているか。

教委A18：パート職員5名については、2日間から2か月の遅滞がありましたが、全額支払われております。
正規職員2名については、国からの補償により未払い総額の8割が支払われておりますが、残り2割は支払われておりません。

本人の協力を得て把握した内訳としましては、

A氏 未払い総額 919,329 円 国からの補償額 735,463 円 実質未払い額 183,866 円

B氏 未払い総額 241,124 円 国からの補償額 192,899 円 実質未払い額 48,225 円

なお、「国からの補償」と言いますのは、厚生労働省所管の『未払賃金立替払制度』で、企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度でございます。

戸田追加Q：正社員のお二人はまだ18万円超とか5万円近くの未払いがあって気の毒だ。
働いた事は間違いないのだから、市が補填してあげて欲しいが、出来ないのか？

教委回答：「会社と労働者との契約の問題」なので、市から払う事は出来ません。



戸田指摘：◆この2人の職員の方が、戸田や連帯ユニオンに「未払い金を取り立ててくれ」と要請して来ていたら、取り立ててあげることが出来ただろうが、そうならなかったのが残念です。

Q19：「賃金未払い被害」を受けた調理員の中で、門真市民は何名いたか。

教委A19：7名中3名が門真市民でした。3名につきましてはパート従業員となります。

Q20：今後、こういった不良業者への対応をどうするか、改善策は決まっているか。

教委A20：「入札参加資格要件」として、

「労働基準法で行政処分等がないこと」や、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の提出」について、今年度発注分より追加することを検討しております。

戸田要請：「検討しています」、では不十分だ。

「今年度発注分より改善するよう、手続きを進めている」という事ですよ。

教委回答：そういう事です。



Q21：賃金未払いを行った業者に対する公表措置について。

教委A21：法令違反の疑いがある業者に対する公表措置については、

「門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱に基づく、入札参加停止となった業者の公表」を行っているところです。

併せて、労働法令所管の厚生労働省においても、

「労働者に賃金を払わなかったとする最低賃金法違反の疑い」として、

「労働関係法令違反の疑いで書類送検した企業の企業名を公表する措置」を行っているところであります。

双葉給食の場合につきましては、

2016年（平成28年）12月の段階で指名停止を行い公表することも考えられましたが、指名停止や公表には至りませんでした。

戸田指摘：▲本来、双葉給食の場合、2016年9月に賃金未払いが発覚した段階で会社名公表すべきだった。
遅くとも2016年12月に「契約解除」を市が決定した時か、2017年1月から別業者に切り替えた時に「賃金未払いの繰り返して契約解除した」、と社会的に公表すべきだった。
それをちゃんとしないから、その後2017年3月に会社倒産したため、「今さら公表する意味が無い」みたいになって、この議会の議事録以外には、「双葉給食がとんでもない悪い事をした」という事実が社会に公表されずに終わってしまった。